

最終更新日：2008年5月30日

## 株式会社クオント

代表取締役 中野治

問合せ先：人事総務部長 半澤英一郎

証券コード：6811

<http://www.quants.co.jp/jp/index.html>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としては、株主の皆様、取引先様、地域社会、従業員等さまざまなステークホルダーと長期的に協調を保っていくことを目標としております。当社は、経営の透明性およびコーポレート・ガバナンスを充実させるため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築・維持・改善していくことを、重要な経営課題として認識しております。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー（常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社）	8,614,000	3.77
山田 恭太	7,600,000	3.33
山田 愛也	5,600,000	2.45
中島 和信	4,010,000	1.75
株式会社オープンループ 代表取締役社長 駒井 滋	3,906,000	1.71
株式会社クロニクル 代表取締役会長 天野 裕	3,011,000	1.32
大阪証券金融株式会社（業務口） 取締役社長 堀田 隆夫	2,121,000	0.93
リーマンブラザーズインターナショナルヨーロッパ（常任代理人 リーマン・ブラザーズ証券株式会社）	1,991,000	0.87
中村 美代子	1,716,000	0.75
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーアブアカウントアメリカンクライアント（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1,506,000	0.66

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	その他金融業
(連結) 従業員数	100人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

平成20年2月25日取締役会において、同月行われた当社投資先への担保限度額を超える不適切な資金送金を行ったことを原因として当時の代表取締役を解任し、解任された旧代表取締役を含む当該事案に関与した取締役3名に対して辞任勧告を決議いたしました。本日現在、当該3名の取締役は辞任していません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は取締役会および監査役会制度を採用しております。取締役会については、取締役7名で構成されており、原則、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営方針および重要な業務執行の意思決定と業務執行状況の監督を行っております。監査役会については、社外監査役2名を含む3名で構成されており、原則、月1回監査役会を開催して重要事項について報告・協議・決議を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から定期的に当社の会計監査の状況について報告を受けると共に、特に必要と思われる事項については随時意見を求め協議できる体制としております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室から内部監査業務の詳細について報告を受けると共に、特に監査役からの特命事項について内部監査室をその調査期間として使用できる体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
浅井 和子	弁護士									○
古市 昇	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
浅井 和子	——	会社経営に対する外部牽制機能として、監査経験のある同氏を選任した。
古市 昇	——	会社経営に対する外部牽制機能として、業務経験豊富な同氏を選任した。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役職に応じて報酬の利益連動率に段階を設定している。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役の報酬総額を開示

**【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】**

現在、社会取締役は選任しておりませんが、基本方針としてサポート業務は人事総務部において行い、社外監査役に対するサポート業務は内部監査室が担当しております。具体的には、定時および臨時取締役会または監査役会への出席要請、スケジュール管理、突発的な重要事実の報告、その他を行っております。社外監査役に対しましては、社内取締役・監査役との間に情報収集に関する時間的な差異が生じないよう留意しております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項**

業務執行に関しましては、経営会議、取締役会の決議を経て、各担当者が業務を遂行してまいります。

監督・監査については、監査役を中心として会計監査人、内部監査室などと関係を取り、取締役および従業員の業務に対する監督・監査を行っております。

指名・報酬決定については、その事実に応じて取締役、監査役の全員もしくは一部で構成された取締役会および監査役会にて審議の上決定しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使の円滑化を図るため、法定期日より早く招集通知を発送すべく取組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主様の株主総会への出席機会の拡大を図るべく、集中日を回避して設定することを心掛けております。
その他	株主総会への出席、議決権行使書による権利行使を促進するため、招集通知発送後、電話等によりご案内をしております。

#### 2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR資料のホームページ掲載	あり	四半期決算の開示毎に、当社ホームページ上に、当該決算に関する説明および資料の掲載を行っております。(動画による決算説明のみ半期決算毎)
IRに関する部署(担当者)の設置	—	経営戦略室においてIR担当者を設置し対応しております。
その他	—	適時開示資料については、英文要約を添付の上、開示およびホームページ上へ掲載しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーの立場の尊重に係わる具体策として、各ステークホルダーへの利益配分基準を次のとおり設定しております。①取締役・監査役については役職に応じて利益連動率に段階を設定。②従

業員については、前年度の勤務評定により新年俸を決定。③株主様については、期末純資産×10年物長期債利回りから算出される金額を最低配当金とし、更に配当余力がある場合には内部留保を考慮し、配当性向 50%以上を実現するために業績連動配当金を上積み。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### I. 内部統制基本方針

#### 1. 目的

当社は、企業倫理憲章を定め、「法令・企業倫理規範の遵守」「各ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営」「事業活動による価値創造を通じた社会への貢献」を掲げる。本内部統制基本方針は、これに基づき「会社の業務の適正を確保する体制」の整備を実施することで、これらの事項を具体化し、当社の社会的使命を果たす事を目的とするものである。

#### 2. 本内部統制基本方針における「内部統制」

本内部統制基本方針において、「内部統制」とは、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性の確保、③法令・定款等の遵守、④資産の保全という目的を実現するために、①統制環境、②リスクの評価と分析、③統制活動、④情報伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応を基本的要素として、当社において定め、かつ、当社の全役職員によって履践されるべき、当社の全ての業務に組み込まれたプロセスおよびそのプロセスを内包するシステム全体を総称する。

#### 3. 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備する。

##### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規範を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。また、その徹底を図るため、人事総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する事とし、同部を中心に役職員教育等を行うとともに、その体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクについても分析し、その対策を具体化する。

法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。報告・通報を受けた人事総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し全社的に再発防止策を実施する。

内部監査室は、内部統制の整備・運用・進捗等の状況を監査する。これらの活動は定期的を取締役会および監査役会に報告されるものとする。

##### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する責任を取締役の中から任命し、当社の文書記録管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役および監査

役は文書記録管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。なお、文書記録管理規程の改定については監査役会の承認を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、規則・ガイドラインの判定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また組織横断的なリスクに関する統括責任者として人事総務部長を任命し、同部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。なお、新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。

内部監査室は、グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会および監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

1) 職務権限・意思決定ルールの策定

2) 取締役を中心とする経営会議の設置

3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の営業目標、予算の設定および IT を活用した月次・四半期業績管理の実施

4) 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。人事総務部は、法令遵守体制・リスク管理体制を横断的に推進・管理する。

2) 当社取締役、部長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

3) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果をグループ各社の担当部署、当該責任者及び人事総務部に報告し、人事総務部は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・援助を行う。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびに、当該使用人の独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。監査役会は内部監査室に属する使用人の人事異動について事前に人事総務部長より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき、変更を人事総務部長に申し入れる事ができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事総務部長はあらかじめ監査役会の承認を得るものとする。

(7) 取締役会および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

1) 監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議のうえ制定し、取締役会は次に定める事項を報告することとする。

- ①経営会議で決議された事項
- ②会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③毎月の経営状況として重要な事項
- ④内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤重大な法令・定款違反
- ⑥コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
- ⑦その他のコンプライアンス上重要な事項

2) 使用人は、前項②および⑤に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役・監査役会と代表取締役社長・取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役会に対して、独自に弁護士や必要に応じて専門の会計士他を使用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

## II. 内部統制システムの整備の状況

(1) 内部統制システムの整備の状況

取締役会は、当社の経営に係る重要事項を決定し、各取締役の業務執行状況を監督しております。監査役(常勤監査役1名 社外監査役2名)は、取締役会をはじめ、重要な会議に出席するほか、各取締役から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社往査を行っております。また監査法人とも密接な連携をとり、内部統制状況・業務状況等の監査を行っております。

投資家向け情報に関しましては、情報管理責任者を中心に、迅速かつ正確な情報開示を行う体制を構築しております。また、決算情報開示の早期化に努める一方、四半期ごとの決算発表を実施し、自社のホームページを通じたリリース等の情報の速やかな開示を通じて、株主の皆様や投資家の皆様とのタイムリーなコミュニケーションを推進しております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、上記内部統制システムの中でリスク事象の認識・評価・対応が自律的にとられることによって整備されております。具体的には各部門の業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各役員、情報管理責任者への付議・報告等が義務付けられており、さらに業務執行の過程では各役員および経営戦略室により統制活動が行われております。

(3) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社においては内部監査室が各部門の業務の適正性に関する内部監査を実施しております。また当社は前述のとおり監査役会制度を採用しており、監査役3名で運営されており、内2名は社外監査役であります。会計監査の業務執行を行った公認会計士は監査法人ウイングパートナーズの赤坂満秋氏との2名で、継続関与年数は両氏とも1年以内であります。監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補4名であります。

内部監査を担当する部署、監査役会、会計監査人は、定期的に情報交換、意見交換を行って連携を図っております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

---

当社は、特定の買収防衛策を講じておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制等を含めたコンプライアンス体制の確立のためには、その時々合致する規則・規範の策定や変更をスムーズに行い、全社的な意思統一を図り、法令、規則等を遵守して事業活動を行うべく、人員・組織・規則を相応のものへと変更し、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

【 参考資料：模式図 】

